## 大阪市告示第1341号

次の施設について、大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年9月30日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
	令和7年10月1日(水)	
	令和7年10月3日(金)	
	令和7年10月6日(月)から	
	同月8日(水)まで	
	令和7年10月10日(金)	
大阪市立	令和7年10月14日(火)から	
下福島プール	同月15日(水)まで	午前9時から
水泳場	令和7年10月17日(金)	午後10時まで
トレーニング場	令和7年10月20日(月)から	
	同月22日 (水) まで	
	令和7年10月24日(金)	
	令和7年10月27日(月)から	
	同月29日(水)まで	
	令和7年10月31日(金)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)